

## 後期高齢者医療保険料について

### ■後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人（75歳の誕生日から自動的に加入）
  - ・65歳以上75歳未満の人で一定の障がいがある人（市（区）町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）
- ※「一定の障がいがある」とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級および4級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が1～2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の

人などです。

※一定の障がいに該当する人の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。

※生活保護を受けている人および外国人で在留期間が3か月未満の人などは対象になりません。

### 平成31年度の保険料額

- ◆保険料は、被保険者一人一人が納めます。
- ◆保険料率は2年ごとに見直され、熊本県内で均一になります。

#### 保険料額（年額）

※年額62万円が上限です

=

#### 均等割額

47,900円

（被保険者1人あたり）

+

#### 所得割額

（総所得金額等－33万円）  
（基礎控除）

× 所得割率 9.26%

### 平成31年度は保険料の軽減内容が見直されます

所得が低い人の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見直されます。被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）加入者に扶養されていた人の保険料の軽減については、その期間が見直されます。

#### ■所得が低い人の軽減

○保険料の均等割額の軽減（5割・2割軽減対象者の拡大と軽減割合の一部が変更になります）

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額	均等割額の軽減割合
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる場合	<b>8割軽減</b> （変更前：9割軽減*）
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯	<b>8.5割軽減</b>
「基礎控除額（33万円）」＋「28万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）	<b>5割軽減</b>
「基礎控除額（33万円）」＋「51万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）	<b>2割軽減</b>

\*介護保険料の軽減拡充等に合わせて軽減率が下がります。

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。

また、年金所得については、15万円を控除した額で判定します。

#### ■被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減（軽減期間は、制度に加入した月から2年間になります）

○対象となる人 資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人

平成30年度

均等割額5割軽減  
（所得割額はかかりません）



平成31年度

- ◆後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までの間 → 均等割額5割軽減
- ◆2年経過後 → 均等割額軽減なし（所得割額はかかりません）